

すまいる住宅登録事業における登録住宅の耐震基準要件の変更について

1 目的

すまいる住宅登録事業における登録住宅の要件のうち、耐震基準に係る要件を削除することにより、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅をより多く確保し、要配慮者への居住支援を推進します。

2 変更内容

【現 行】仲介者が、登録申請の際、申請日現在において、登録を希望する住宅を含む建物が、新耐震基準（昭和56年6月1日以後の建築基準法に基づく耐震に関する基準をいう。）により建築された建築物又は耐震診断により安全性に問題がないことが確認された建築物であり、かつ、別に定める条件に適合するものであることを誓約できること。



【変更後】仲介者が、登録を希望する住宅が、別に定める条件に適合するものであることを誓約できること。

3 実施時期

令和6年4月1日登録申請分より適用